

平成 30 年度事業計画

【基本方針】

国においては、農業の体質強化に向け、農地中間管理事業の活用による農地の集積・集約化などの次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成とともに、産地パワーアップ事業の活用による国際競争力のある産地イノベーションの促進などを進めている。

また、本県においては、昨年秋に県オリジナル水稻品種「金色の風」がデビューし、「銀河のしずく」と併せ、2つのオリジナル水稻品種を基軸に県産米のブランド化を図りながら、ひいては、農業の競争力強化につなげていくこととしている。

本協議会においては、こうした動きと連動しながら、昨年度策定した「岩手県における需要に応じた米生産の推進要領」等に基づき、需要に応じた米生産を推進するとともに、経営所得安定対策等を活用し、園芸作物、麦及び大豆等の生産振興などの水田フル活用の取組を推進する。

さらに、地域農業マスタープランの着実な実践や地域の話し合いを促進し、農地の集積・集約化等により中心経営体の育成に取り組むとともに、産地パワーアップ事業の活用を促進し、園芸産地の収益性向上への取組等を支援する。

主食用米の生産目安

区 分	平成 29 年産生産数量目標	平成 30 年産生産目安
数量	265,432 トン	265,432 トン
面積換算値	49,706ha	49,576ha

担い手育成・確保に関する指標

区 分	平成 28 年度実績 ^{※2}	平成 30 年度目標
認定農業者の基本構想所得水準 到達者割合（5か年平均）	32%	30%
法人化した集落営農組織割合 （累計組織数）	45% (194 法人 ^{※3})	55% (235 法人)
新規就農者数 ^{※1}	233 人/年	260 人/年
農地利用集積面積	87,574ha	95,000ha

※1：新規就農者数は、各年度（単年度）における数値

※2：平成 29 年度実績は一部を除き取りまとめ中

※3：平成 29 年度実績値

農地の有効利用に関する目標

区 分	平成 28 年度実績	平成 30 年度目標
荒廃農地面積	5,214ha	4,950ha

※1：「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」の実績値

※2：平成 29 年度実績は取りまとめ中

【具体的な取組】

1 経営所得安定対策等の取組促進

(1) 制度の推進

経営所得安定対策等を活用した飼料用米・麦・大豆等の生産振興等に向け、地域農業再生協議会担当者会議の開催や各種メディアの活用等により事業内容・各種手続方法等の周知徹底を図る。

① 地域農業再生協議会担当者会議（6月）

② 経営所得安定対策等の加入促進

経営所得安定対策等の加入申請について新聞広告に掲載（1～3月、1回）

(2) 地域農業再生協議会活動の支援

市町村段階の円滑な制度運用に向け、事務局員（現地駐在）と連携した地域農業再生協議会への事務指導・助言等を行う。

(3) 米政策の見直し後の対応

県全体で需要に応じた生産の実施に向け、「岩手県における需要に応じた米生産の推進要領」（平成29年5月策定）に基づき地域農業再生協議会に対する推進活動を行う。

① 地域農業再生協議会との意見交換の実施（米政策の見直し後の動向、対応状況等）（6～7月）

② 水田農業の推進に関する会議の開催（市町村別の生産目安の提示、地域協議会の取組状況の共有等）（12月）

③ 地域農業再生協議会との意見交換の実施（国の平成31年度予算概算決定等）（1月）

④ 地域における平成31年産主食用米及び転作作物の作付け計画（地域水田活用計画）の取りまとめ（3月）

(4) 地域の水田の有効活用に向けた取組支援

「いわての美味しいお米生産販売・戦略」（平成30年2月策定）の実践に向け、産地交付金を活用した地域振興作物の推進や麦・大豆の栽培研修会の開催、園芸作物の生産性向上技術の普及等の取組を支援する。

① 水田農業の生産性向上等の支援

ア 稲作生産コスト低減研修会の開催

- イ 飼料用米や園芸品目の作付拡大に係る県推進メニューの活用促進など、水田の有効活用に向けた産地交付金の活用に係る地域農業再生協議会への指導・助言
- ウ 麦・大豆の生産性向上等に向けた研修会の開催

② 園芸作物の導入拡大等の支援

- ア 水田を活用した園芸品目の新規導入に係る地域農業再生協議会への指導・助言
- イ 担い手農家の規模拡大に向けた省力機械の導入や大規模ハウスの導入の支援

(5) 農地再生利用に向けた取組

農地の有効利用の促進に向け、耕作放棄地対策担当に係る構成機関・団体で、実態と対策の共有を図りながら、現地巡回、優良事例情報の提供などを通じ、農地の再生利用に向けた助言・指導を行う。

また、農地パトロール、農地の日、耕作放棄地発生防止・解消事例の収集・提供・表彰など、県・地域協議会構成機関・団体が実施する耕作放棄地解消に向けた取り組みと一体的に活動を行う。

(6) 収入減少影響緩和交付金の資金管理

収入減少影響緩和交付金に係る生産者の積立金管理を行う。

2 担い手の育成・確保

(1) 地域農業マスタープランの充実・実践への支援

農地中間管理事業の活用による中心経営体への農地集積や新たな営農展開に向け、地域農業再生協議会と連携し、具体的な取組を進めるため、地域農業マスタープラン（以下「マスタープラン」という。）の充実・実践を支援する。

- ① マスタープランの着実な実践や農地の集積・集約化に向けた地域の話し合いの促進（5月、10月）
- ② 各市町村に設置した実践モデル地区の優良事例について、関係機関・団体で情報を共有し、活動状況が類似する地区への普及促進（10月）
- ③ マスタープラン作成から3年以上が経過した地区における自己点検の実施（5月、10月）

(2) 経営体育成に向けた支援

中心経営体の農業経営体の経営管理能力の向上に向け、経営に関する研修会や個別指導等を実施する。

- ① 経営力の向上に意欲的な若手の認定農業者等のグループ化を誘導するなど自己研さん

・相互研さんのための場づくり及び経営力向上研修等の開催

- ② 農業経営法人化支援総合事業（国庫）を活用した集落営農組織の法人化の支援
- ③ 法人化予定の組織を「いわて農業経営相談センター」の重点指導農業者として法人化計画の作成や実践を支援
- ④ 農業者が収入保険制度や経営所得安定対策などのセーフティネットを適切に選択できるよう農業共済組合等と連携し支援
- ⑤ 全国優良経営体表彰への推薦（6月）

（3） 農地の利用集積に向けた取組

農地中間管理事業の活用促進に向け、地域農業再生協議会への情報提供などを行う。

- ① 農地中間管理機構と連携して、農地中間管理事業推進会議の開催
- ② 地域協議会の関係機関・団体等で構成する地域推進チームの活動強化

3 耕作放棄地解消対策

耕作放棄地の解消に向け、耕作放棄地再生利用交付金の活用が平成30年度までであることから、地域農業再生協議会と連携しながら、適切に耕作放棄地の再生等を実施するとともに、平成21年度から実施している事業実績の取りまとめを行う。

4 施設園芸等燃油価格高騰対策

燃油価格高騰による施設園芸農家の経営への影響緩和に向け、燃油価格が一定基準以上に上昇した場合に燃油価格差補填金を交付する。

- ① 支援対象者の公募（4～6月）
- ② 施設園芸用燃油価格差補填金に係る補填積立金の積立（8月）
- ③ 施設園芸用燃油価格差補填金の交付対象期間（11～4月）

5 産地パワーアップ事業

地域における水稻や園芸作物等の営農戦略となる産地パワーアップ計画（広域分）を作成（4～8月）し、産地の生産体制の強化や集出荷機能の改善に向けた取組等を支援する。